

はじめての経理と節税 第2回

税理士・中小企業診断士

賀須井章人

目次

<第1回>

- 1.はじめに
- 2.仕事とプライベートを分けよう
- 3.届け出を出そう
- 4.書類を保存しよう

<第2回>

- 5.帳簿をつけよう
- 6.節税しよう

5 帳簿をつけよう

仕訳(しわけ)とは

- ▶ 仕訳とは、一つの取引について、勘定科目(かんじょうかもく)を使って借方(かりかた)と貸方(かしかた)に分けて記録すること
- ▶ 借方と貸方はそれぞれ同額になる
- ▶ 勘定科目には「売上」「仕入」「現金」など様々
- ▶ 会計ソフトが自動的に仕訳をつくれます

仕訳とは

商品売って、現金100を受け取った場合

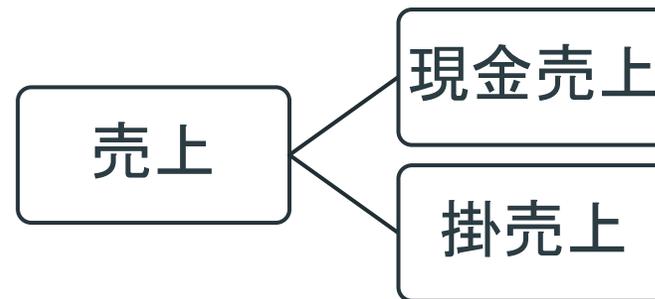
借方	金額	貸方	金額
現金	100	売上	100

商品を仕入れ、現金80を支払った場合

借方	金額	貸方	金額
仕入	80	現金	80

掛売上(かけうりあげ)

- ▶ 商品を渡したのにまだ現金を受け取っていない売上
- ▶ クレジットカードによる売上も掛売上
- ▶ 相手勘定は現金でなく「売掛金(うりかけきん)」



掛売上の仕訳とは

商品100を掛で売った場合

借方	金額	貸方	金額
売掛金	100	売上	100

売掛金を回収した場合

借方	金額	貸方	金額
現金	100	売掛金	100

現金売上と掛売上

商品を売って、現金100を受け取った場合

借方	金額	貸方	金額
現金	100	売上	100

商品100を掛で売った場合

借方	金額	貸方	金額
売掛金	100	売上	100

掛売上の仕訳とは

商品100を掛で売った場合

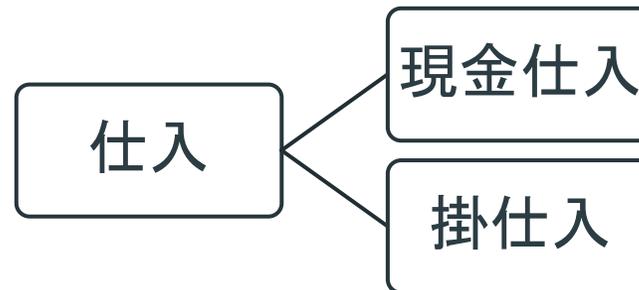
借方	金額	貸方	金額
売掛金	100	売上	100

売掛金を回収した場合

借方	金額	貸方	金額
現金	100	売掛金	100

掛仕入

- ▶ 「掛仕入」とは、代金後払いで商品を仕入れたとき
- ▶ 勘定科目は「買掛金(かいかけきん)」を使う



掛仕入の仕訳とは

商品80を掛で仕入れた場合

借方	金額	貸方	金額
仕入	80	買掛金	80

買掛金を支払った場合

借方	金額	貸方	金額
買掛金	80	現金	80

現金仕入と掛仕入

商品を仕入れ、現金80を支払った場合

借方	金額	貸方	金額
仕入	80	現金	80

商品80を掛で仕入れた場合

借方	金額	貸方	金額
仕入	80	買掛金	80

掛仕入の仕訳とは

商品80を掛で仕入れた場合

借方	金額	貸方	金額
仕入	80	買掛金	80

買掛金を支払った場合

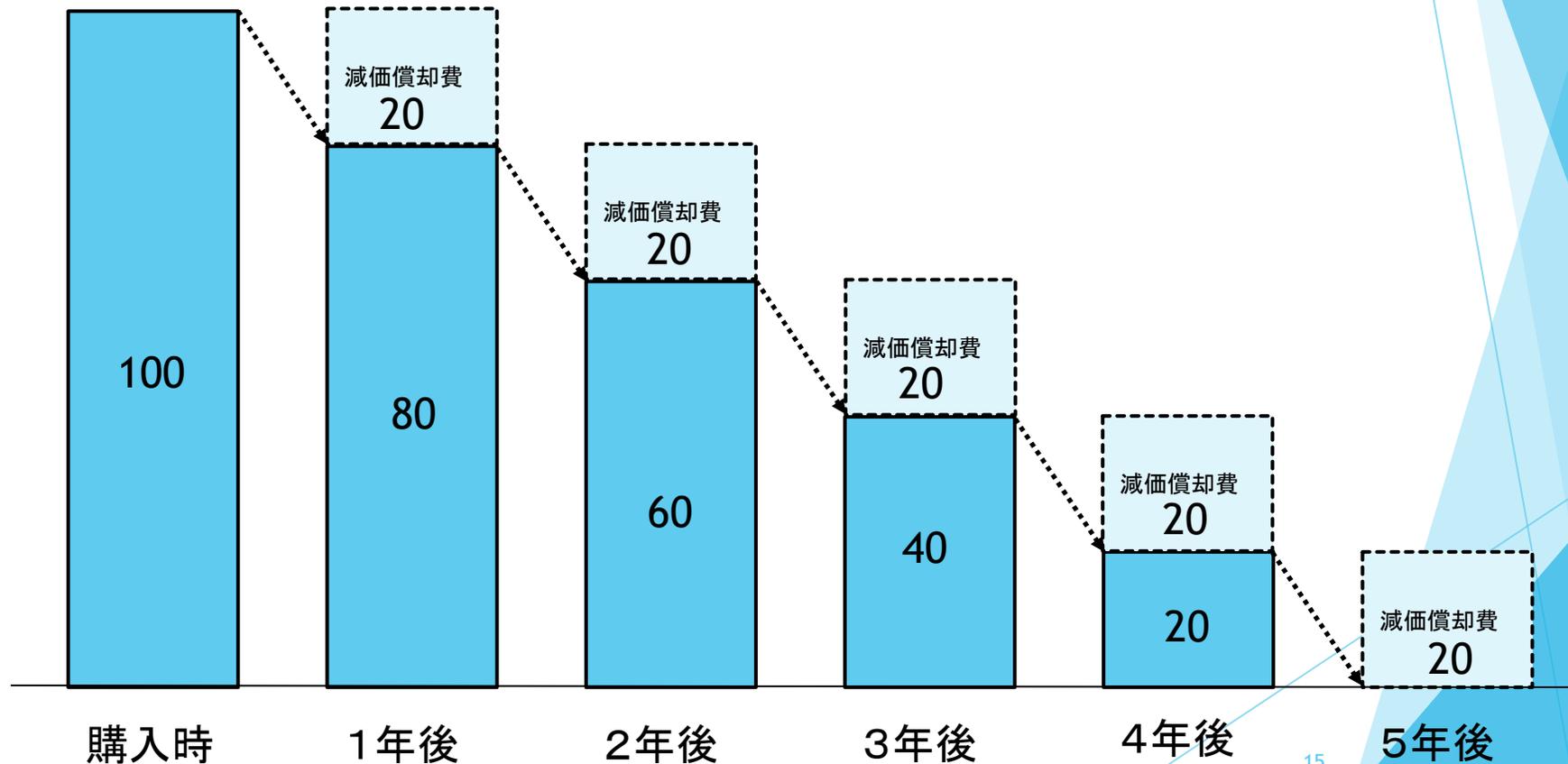
借方	金額	貸方	金額
買掛金	80	現金	80

減価償却費(げんかしょうきゃくひ)

- ▶ 高額(10万円以上)の事業用資産を経費にする経理の仕組み
- ▶ 収益を得るために長期間利用する資産だから、初年度の経費ではなく、毎年一定額を経費にしていく

減価償却のイメージ

- 100で買った資産を5年で経費にする場合



どんな帳簿が必要？

- ▶ しっかりと入力しておけば、特に意識することなく会計ソフトが自動的に作成
- ▶ 現金出納帳(げんきんすいとうちょう)
- ▶ 預金出納帳(よきんすいとうちょう)
- ▶ 仕訳帳(しわけちょう)
- ▶ 総勘定元帳(そうかんじょうもとちょう)
- ▶ これらは原則として7年間保存しなければならない

6 節税しよう

青色申告をしよう

- ▶ 絶対に青色申告
- ▶ 青色申告の要件は、
 1. 申請書を期限までに提出
 2. 複式簿記または単式簿記で記帳
 3. 損益計算書や貸借対照表を作成
 4. 帳簿書類を保存

青色申告のメリット

特別控除

純損失の繰越

青色専従者
給与

少額資産の特例

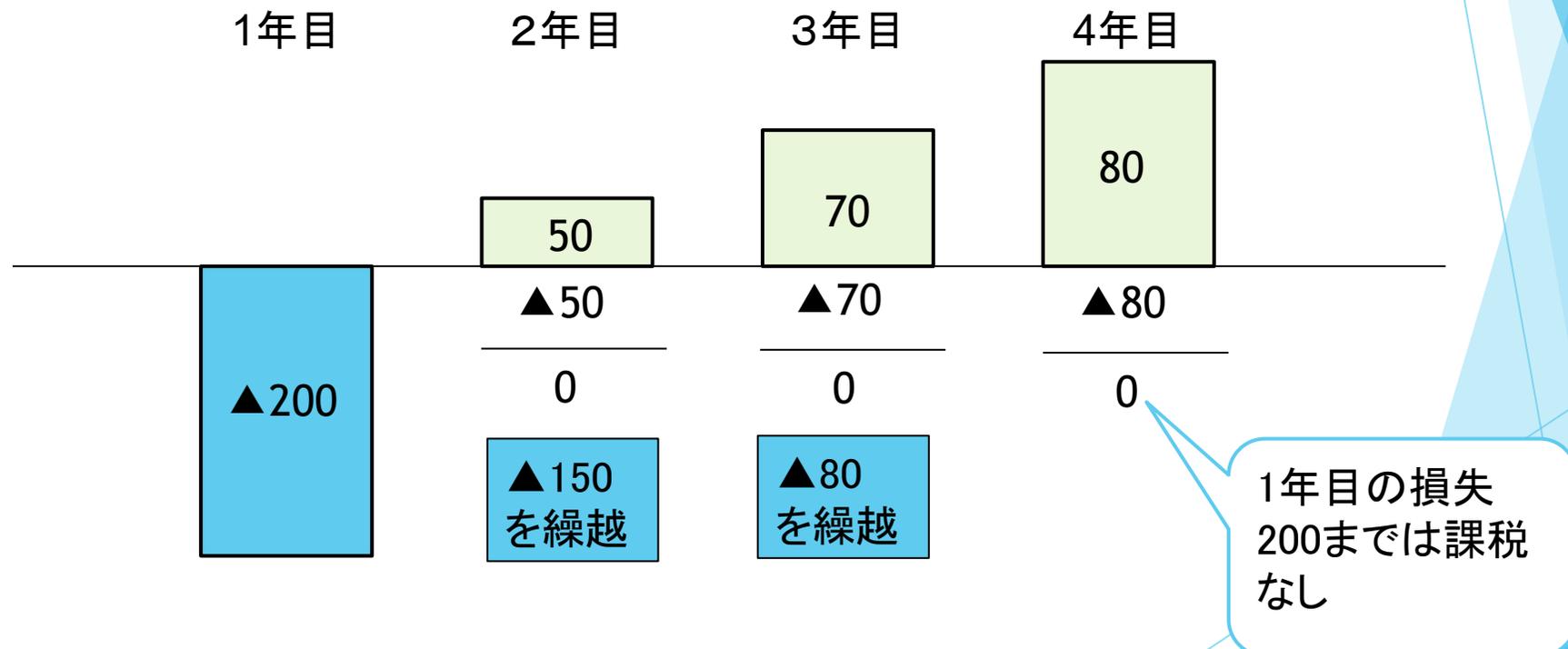
青色申告特別控除

- ▶ 65万円を目指そう
- ▶ 国税庁のウェブサイトを使うと簡単に電子申告できます

控除額	要件
10万円	簡易簿記により記帳
55万円	複式簿記により記帳
65万円	さらに電子申告により申告

純損失の繰越控除

- ▶ 損失を3年間繰り越すことができる制度



青色専従者控除

- ▶ 手伝ってくれる奥さんなどに給与が出せる
- ▶ 青色専従者給与に関する届出書が必要

税務署受付印

1 1 2 0

青色事業専従者給与に関する 届 出 書
変更届出 書

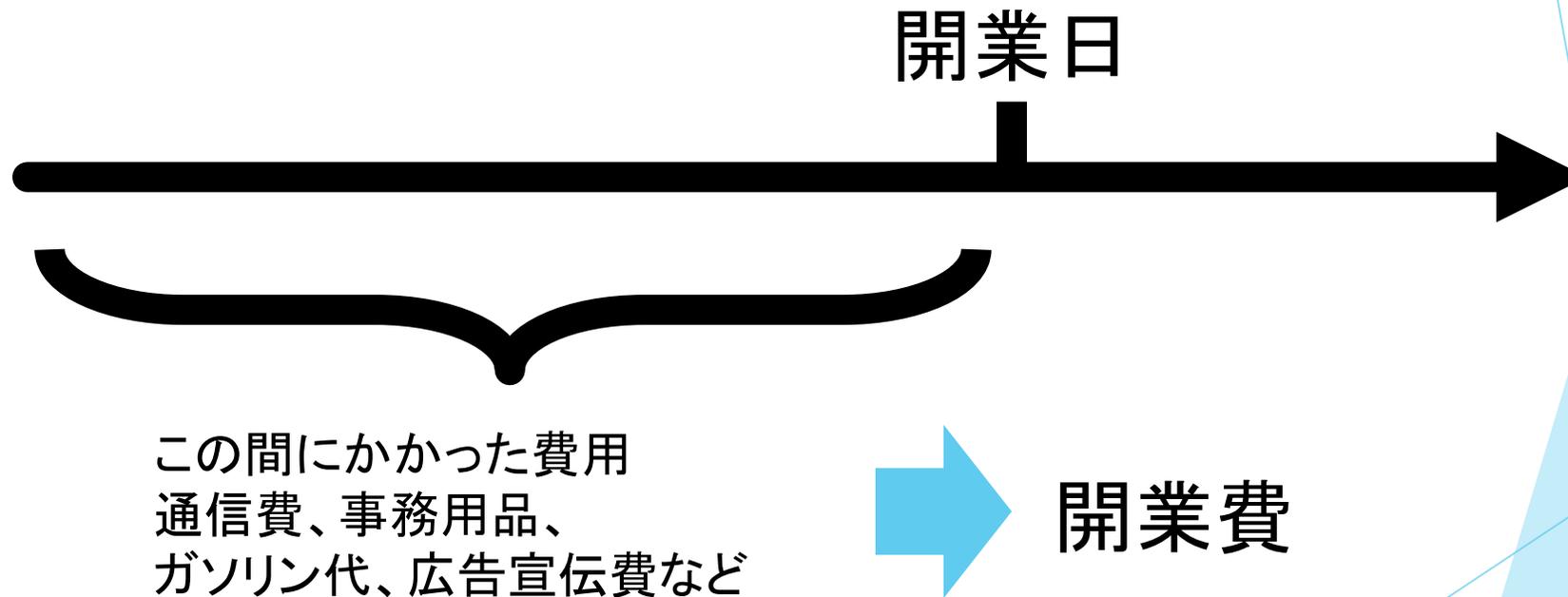
納 税 地	<input type="radio"/> 住所地・ <input type="radio"/> 居所地・ <input type="radio"/> 事業所等(該当するものを選択してください。) (〒 -)	
_____ 税 務 署 長 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提 出	(TEL - -)	
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -)	
フリガナ	(TEL - -)	
氏 名	生 年 月 日 <input type="radio"/> 大正 <input type="radio"/> 昭和 <input type="radio"/> 平成 <input type="radio"/> 令和	年 月 日生

少額減価償却資産の特例

- ▶ 30万円未満の減価償却資産を経費とできる制度
- ▶ 実際に使用しているものに限られる
- ▶ 確定申告書を提出する際に明細書の添付が必要

開業費(かいぎょうひ)とは？

- ▶ 開業のための準備費用



開業費の取り扱い

- ▶ 開業費は任意償却
- ▶ 万が一、青色申請を忘れてしまったら来年の経費にしたほうがお得
- ▶ 開業費にできないもの
 - 10万円以上の事業用資産(減価償却資産)
 - 商品の仕入れにかかった費用(売上原価)
 - 敷金・礼金など

経費にならないもの

- ▶ 所得税や住民税の支払い
- ▶ 借入金の返済
- ▶ なにより、「仕事と関係のない支出」は経費ではありません。

利益が出るようになってきたら

- ▶ 小規模企業共済
- ▶ 経営セーフティ共済
- ▶ IDECO(イデコ)
- ▶ ふるさと納税

税理士に依頼する目安

- ▶ 事業が拡大してきたら検討
- ▶ 目安は、消費税の申告が必要になったとき
- ▶ 税金を100万円以上払うことになったら...

困ったことがあったら



〒176-0001

練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階

TEL : 03-6757-2020

にご相談ください。

最後までご覧いただき ありがとうございました

この資料は令和3年4月1日現在の法令に基づいて作成されています。



賀須井章人税理士事務所

練馬区貫井2-14-28

電話 03-3577-2031

E-mail kasui-a@tkcnf.or.jp